

人とねこの共生ガイドライン **補 足 版**

地域ねこ活動に関するガイドライン

～地域ねこ活動の道標～



千葉県



はじめに

県では、平成22年3月に「人とねこの共生ガイドライン」を作成し、「飼い主の心構え」及び「野良ねこに餌を与える際の遵守事項」を示し、ねこの適正管理の啓発に努めているところです。

また、一部の動物愛護団体や市町村では、地域の理解と協力を得て、飼い主のいないねこを適正管理する「地域ねこ活動」を推進しています。

この「地域ねこ活動」は、全国的にも注目されており、人と飼い主のいないねこが共生していくための有効な方法の一つと考えられます。

本ガイドラインは、「地域ねこ活動」の適切な運用を図るため、基本となる事項、方向性及び考え方について示したものです。地域住民の理解が得られる取組みとなるための参考として役立てていただくことを期待します。

平成24年3月

千葉県健康福祉部衛生指導課

1 定義

(1) 地域ねこ

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいないねこのこと。

その地域にあった方法で、管理者を明確にし、対象となるねこを把握するとともに、餌やふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせるねこを指す。

(2) 地域ねこ活動

地域住民が主体となり、ボランティア及び行政が協働して実施する、地域ねこに関する活動のこと。

(3) 飼い主のいないねこ

地域ねこ及び野良ねこ(特定の飼い主がおらず、屋外で生活するねこ)のこと。



2 飼い主のいないねこを取り巻く状況

(1) 千葉県に関する統計情報 (指定都市及び中核市を除く。)

ア 推計匹数(平成20年度調査)

- ① 飼いねこ:465,000匹
(屋内飼育ねこ:299,000匹、屋外飼育ねこ:166,000匹)
- ② 飼い主のいないねこ:175,000匹

イ 県民からの苦情(平成22年度)

- ① 件数:1,815件
- ② 内容
庭に入ってきて困る。
庭に糞尿をされて臭い。
鳴き声がうるさい。



ウ 引取り数・致死処分数(平成22年度)

- ① 引取り数 :5,512匹
(うち飼い主のいないねこ3,541匹)
- ② 致死処分数:5,042匹

(2) 千葉県における 飼い主のいないねこに関する活動の現状

ア 動物愛護活動団体・個人の取組み(平成22年度)

(※ ねこ対策の活動にかかる意見交換会において9(団体・個人)から聴取)
動物愛護活動団体・個人の取組みは、主に3通りに分類することができます。

- ① 地域ねこ活動
主に都市部を中心に行われているが、郡部でも住宅密集地で取り組んでいる団体があります。
- ② 地域ねこには至らない不妊去勢手術活動
都市部・郡部に限らず、ねこ好きな方が餌やりを行う一方で不妊去勢を行っている団体等があります。
- ③ 捨てねこ保護活動
郡部で捨てねこを保護する団体等があります。



イ 一部の市町村の取組み(平成22年度)

(※ 県内6市の担当職員から聴取)

市町村の取組みは、主に2通りに分類することができます。

① 不妊去勢手術助成事業の実施

飼い主がいないねこの繁殖を抑制するため、ねこの不妊去勢手術の費用を助成しています。

② 地域ねこ活動への参画

動物愛護活動団体、町会・自治会及び市役所の三者協働による、地域を挙げて地域ねこ活動に取り組んでいます。地域におけるガイドラインの策定や、地域ねこを考える市民フォーラム開催などを行っています。



3 地域ねこ活動の目的



地域ねこ活動は地域住民と飼い主のいないねことの共生をめざし、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼いねこにしていくことで、将来的に飼い主のいないねこをなくしていくことを目的としています。ただし、実際に数を減らしていくためには、複数年の時間を必要とします。地域ねこ活動は、「ねこ」の問題ではなく「地域の環境問題」としてとらえ、地域計画として考えていく必要があります。

餌や水を与える場所は決められ、排泄物の処理や周辺の清掃なども行われます。不妊去勢手術が行われることで数が増えることが抑えられます。

地域住民はねこによる被害の現状を十分認識し、野良ねこを排除するのではなく、地域住民が管理することで、野良ねこによるトラブルをなくすための試みであることを理解する必要があります。

同時にこれ以上飼い主のいないねこを増やさないために、飼いねこを捨てることは犯罪になることを周知し、捨てねこの防止を徹底していく必要があります。

4 地域ねこ活動の進め方

地域ねこ活動は、協働組織が作成した地域のルールに基づいて実施するものですが、その基準となる例を以下のとおり示します。

(1) 地域ねこ活動における役割



ア 地域住民

① 活動主体(地域ねこを世話する人達)

地域住民を中心に構成された、飼い主のいないねこ対策に取り組む主体。趣旨に賛同した地域住民や地域ねこ活動に経験を持つボランティア団体等とともに活動を行います。代表者を決め、グループで役割分担するなどしながら地域にあったルールを作り活動します。

活動主体は、新規参入ねこの存在や傷病ねこを把握し、それらについても対応する必要があります。

<活動主体の基本的要件>

- ① 活動主体は、問題となっている飼い主のいないねこが住みついている地域周辺に居住する住民を中心に構成されていること。
- ② 活動主体の構成員が3人以上であり、交代で餌場及びトイレの清掃・管理ができること。
- ③ 活動主体の活動内容が明確であり、地域の理解を十分に得るための継続的な周知活動を行えること。

② 活動主体以外の住民

ねこを好きな人、嫌いな人、興味がない人、ねこが大切な人、ねこに困っている人、ねこアレルギーの人、色々な人が地域には住んでいます。飼い主のいないねこ問題を解決するには、ねこによる問題が地域の問題であるという認識を持つことが重要となります。ねこを排除するだけ、餌を与える人を非難するだけでは問題は一向に解決しません。地域ねこ活動を理解することが、ねこによる問題を解決する第一歩となります。

イ ボランティア

① 地域ねこ活動支援団体

経験のあるボランティア団体は活動主体からの相談に対してアドバイスをし、必要機材の貸出等を行うことができます。ただし、あくまでも活動主体は地域住民となります。



② 千葉県動物愛護推進員

動物の愛護及び管理に関する法律第38条第1項の規定により、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と見識を有する者のうちから、千葉県知事が委嘱した者です。主な役割は、動物愛護・適正飼養の重要性に関する啓発、不妊去勢手術に関する助言、譲渡の斡旋・支援、県が行う動物愛護行政への協力となります。

③ 千葉県動物愛護ボランティア

千葉県が、平常時の動物愛護活動や災害時の動物救護活動に積極的に協力していただくために、募集し登録した者です。



ウ 行政

① 県

- a 地域住民、ボランティア及び市町村に対して、ねこの適切な管理の指導や動物愛護の啓発・情報提供を行います。
- b 地域ねこ活動を進めていくための人材を育成します。
- c その他、地域ねこ活動が円滑に行われるために必要な支援を行います。

② 市町村(指定都市及び中核市を除く。)

- a 県の事業に協力し、地域に密着した苦情や相談等の対応、地域住民との連携や支援等を行います。
- b 住民に、地域ねこに関する啓発及び情報提供を行います。
- c 市町村によっては、ねこの不妊去勢手術の補助金を交付しているところがあります。

(2) 活動の手順



ア 情報収集

活動主体は、ねこの数・性別、餌場、飼いねことの判別、被害状況等について情報を収集し、記録を残します。

餌やりをしている人を見つけた場合には、この活動の趣旨を説明して、協力を得ます。

イ ねこ問題住民会議の開催

地域ねこ活動の実施には、地域住民の理解が必要です。活動主体だけでなく、ねこによる被害で困っている人やねこの管理に反対な人も参加した話し合いで現状を確

話し、活動を行うかどうかを検討した上で活動を始めることが重要です。

ねこ問題住民会議は、町会や自治会など中立の立場の人が主催すると参加者に偏りも出ず、話し合いがスムーズに運びます。

また、合意形成後は、会議の席で活動有志を募ることもできます。

ウ 活動のルール作り

参加者で、役割分担やローテーションを決め、無理なく活動が継続できる体制を作ります。

代表者を決め、トラブル・問題が発生した場合に対処するための連絡先を明示します。



① 餌やり

餌やり場は地域住民に迷惑のかからない場所に固定します。時間を決めて、ねこが食べきれだけの量の餌・水を与え、食べ終わのを待って容器を回収します。置き餌は、カラスや他のねこが集まってきたり悪臭や害虫発生の原因となるので、絶対に行わないことが重要です。

② トイレの設置

周辺住民の理解が得られている場所にねこ専用トイレを設置し、排泄物は速やかに片付け、常に清潔を保ちます。トイレ以外の場所に排泄を確認した際は、速やかに処理、清掃します。

エ 不妊去勢手術

不幸な子ねこの増加を防ぐとともに、発情期の鳴き声や尿スプレーなどの問題行動を抑えるために、不妊去勢手術を実施します。

不妊去勢手術後に、未実施のねここと区別するために耳先をV字カットするなどの措置を行います。

飼い主のいないねこの寿命は4～5年とされています。不妊去勢手術をすることにより、ねこの頭数を自然に減らして行くことができます。

オ その後の管理

① ねこの数・特徴・健康状態・手術の有無などを把握し、ねこに異常があった場合や、手術を受けていないねこが入ってきた場合などは、代表者に報告して必要な対応を行います。

② 地域ねこ活動を知った者が、この地域にねこを捨てていくケースがあるので、捨てねこの防止を徹底します。

③ 町会や自治会の取り組んでいる範囲で、回覧版や地域の掲示板を利用するなどして、活動状況を周辺住民に周知します。

④ 地域ねこから飼いねこになった例もありますので、新たな飼い主を探す努力が必要です。



千葉県内にお住まいの方は次の機関にご相談ください。

機 関 名	電 話
習志野健康福祉センター(保健所)	047-475-5154
市川健康福祉センター(保健所)	047-377-1101
松戸健康福祉センター(保健所)	047-361-2139
野田健康福祉センター(保健所)	04-7124-8155
印旛健康福祉センター(保健所)	043-483-1137
成 田 支 所	0476-26-7231
香取健康福祉センター(保健所)	0478-52-9161
海匠健康福祉センター(保健所)	0479-22-0206
八日市場地域保健センター	0479-72-1281
山武健康福祉センター(保健所)	0475-54-0611
長生健康福祉センター(保健所)	0475-22-5167
夷隅健康福祉センター(保健所)	0470-73-0145
安房健康福祉センター(保健所)	0470-22-4511
鴨川地域保健センター	04-7092-4511
君津健康福祉センター(保健所)	0438-22-3745
市原健康福祉センター(保健所)	0436-21-6391
動物愛護センター	0476-93-5711
動物愛護センター東葛飾支所	04-7191-0050

千葉市内、船橋市内又は柏市内にお住まいの方は
各市の次の機関にご相談ください。

千葉市動物保護指導センター	043-258-7817
船橋市動物愛護指導センター	047-435-3916
柏市保健所	04-7167-1259